

ATEM 北海道支部 内規

北海道支部内規は支部運営の指針および原則として、ATEM の会則に則った上で、北海道支部の性質に合わせて定めるものである。本内規は必要に応じて運営委員会の決議により変更や修正を加えることができる。

- ① 本支部では、支部長を 1 名、副支部長を若干名置き、支部運営の執行機関（執行委員）とする。
- ② 支部長は支部の総括責任者として、以下の分掌事項を担当する。
 - ・ 支部活動方針の策定
 - ・ 人事管理
 - ・ 運営委員会の招集
 - ・ 運営委員会の司会・進行
 - ・ 大会その他の支部イベントの企画・運営
 - ・ その他
- 本部支部代表理事としての担務
- ③ 副支部長は支部長を補佐するとともに、以下の分掌事項を担当する。
 - ・ 運営委員会への事務連絡（運営委員会の日程調整・資料送付ほか）
 - ・ 支部会員への連絡事項
 - ・ 支部ホームページ、SNS の管理
 - ・ 会員管理システムによる支部の会員管理
 - ・ その他
- ④ 執行機関の運営は、以下の通りとする。
 - ・ 執行委員は必要に応じて執行委員会を開催することができる。
 - ・ 副支部長の任期は、年次総会を任期の開始・終了とし、1 期 3 年とする（任期は就任年の支部総会から 3 年後の支部総会までを 1 期と数える）。ただし再任は妨げない。
 - ・ 支部長・副支部長の選出は執行委員および運営委員による互選とし、年次総会・運営委員会・メール審議のいずれかによって支部会員の承認を得る。
- ⑤ 支部の運営機関として北海道支部会員 10 名程度からなる運営委員会を置く。
- ⑥ 運営委員は、支部長・副支部長の業務の補佐として、必要に応じて業務に携わる。
- ⑦ 運営委員会は必要に応じて支部長が招集する。
- ⑧ 運営委員の任期は 1 期 3 年。ただし再任を妨げない。（就任日は随時。任期は就任年の支部大会開催日から 3 年後の大会開催日までを 1 期と数える。）
- ⑨ 運営委員が交代する場合ないし新たに運営委員を補充する場合は、執行委員および運営委員による互選とし、年次総会・運営委員会・メール審議のいずれかによって支部会員の承認を得る。